添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、添加物の物質名を含む食品にあっては当該添加物の物質名の表示を、その他の添加物にあっては、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げる添加物を含むものとしては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	ふぐの内臓、皮を除去し、皮をはいだ切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用でないもの	切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のもの
加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。		
生食用である旨	「生食用」、「刺身用」、「そのままお召し上がりになれます」等生食用である旨を表示する。		
処理年月日	処理年月日である旨の文字を冠したその年月日を表示する。		
処理事業者の氏名又は名称及び住所	処理事業者の氏名又は名称及び住所を表示する。		
原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を標準和名で表示するとともに、標準和名である旨を表示する。	漁獲水域名（原料ふぐの種類がなしふぐ、ふぐ（有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）の筋肉を原料とするもの又はなしふぐ（有明海、及び橘湾で漁獲され、長崎県が定めた処理に基づき処理される要領に基づき処理されたものの精巣を原材料とするものに限る。））	漁獲水域を表示する。
保存の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。		
消費期限又は賞味期限	品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限であるの文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限であるの文字を冠したその年月日を年月日の順で表示する。		
アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）	1　当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 2　1の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物につき、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。		

添加物	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、添加物の物質名を含む食品にあっては当該添加物の物質名の表示を、その他の添加物にあっては、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げる添加物を含むものとしては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。
加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称	加工所の所在地及び食品の加工を行う者の氏名又は名称を表示する。
加工年月日（ロットが特定できるもの）	加工年月日である旨の文字を冠したその年月日、ロット番号等のいずれかを表示する。
原料ふぐの種類	原料ふぐの種類を次に掲げる標準和名（以下「標準和名」という。）で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。 一　とらふぐ 二　からす 三　まふぐ 四　しまふぐ 五　しょうさいふぐ 六　なしふぐ 七　こもんふぐ 八　ひがんふぐ 九　くさふぐ 十　ごまふぐ 十一　あかめふぐ 十二　むしふぐ 十三　めふぐ 十四　しろさばふぐ 十五　くろさばふぐ 十六　かなふぐ 十七　よりとふぐ 十八　くまさかふぐ 十九　ほしふぐ 二十　さざなみふぐ 二十一　もようふぐ 二十二　しろあみふぐ 二十三　いしがきふぐ 二十四　はりせんぼん 二十五　ひとづらはりせんぼん 二十六　ねずみふぐ 二十七　はこふぐ 二十八　さんさいふぐ